

## 派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

マージン率＝（派遣料金平均額-派遣労働者の賃金平均額）/派遣料金平均額

対象期間：2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日

派遣労働者の数：2 名

派遣先の数：1 社

労働者派遣料金：3,991 円（労働者派遣料金平均額）

派遣労働者賃金：2,992 円（労働者賃金平均額）

マージン率：25.03%

参考事項：マージンには、以下のものが含まれます。

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険の会社負担分  
（月額報酬の 16.98%（40 歳以上の場合））
  - ・有給休暇
  - ・定期健康診断費用
  - ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
  - ・オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
  - ・営業利益
- 以上が含まれます。

キャリアコンサルティング：相談窓口 045-225-8560 小林

訓練内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	平均実施時間
コンプライアンス	全員	OFF-OJT	派遣先	無償	有給	15 h
医療機器操作	全員	OJT	派遣先	無償	有給	90 h

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書有効期間終期 令和 6 年 3 月 31 日）

株式会社スキルアップ  
連絡先：045-225-8560